

「第 113 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 6 年 10 月 3 日（木曜日）に、「第 113 回 コーデックス連絡協議会」を AP 虎ノ門 B ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は廣田浩子委員が議事進行役を務めました。

議事次第に基づいて、事務局から、令和 6 年 10 月に開催される第 27 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）及び令和 6 年 10 月から 11 月にかけて開催される第 48 回食品表示部会（CCFL）の主な検討議題の説明を行い、令和 6 年 6 月に開催された第 55 回残留農薬部会（CCPR）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 27 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）

仮議題 6 第 98 回 JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）原案

（山口隆司委員）前回会合の議事録には、フマギリンが評価されると記載されているが、水溶性が低く、熱や紫外線によって分解されるので、フマギリンジシクロヘキシルアミン（塩）を評価したと報告されているが、この場合の評価物質はフマギリンジシクロヘキシルアミン（塩）ということによいのか。

（事務局）評価に用いられる毒性試験、残留試験等で使用される物質は、動物用医薬品の製剤としても安定的な塩が一般的である。本品目についても、ご指摘のとおり、フマギリンジシクロヘキシルアミン（塩）になると考える。

（穂山浩委員）フマギリンジシクロヘキシルアミンについて、蜜蜂に使用する動物用医薬品という理解でよいのか、その場合、アメリカ腐蛆病に対して効果があるのか。また、イミダクロプリドについては、タイセイヨウサケとニジマスの最大残留基準値（MRL）案が議論されているが、これも他の魚類への外挿が議論されるという理解でよいのか。

（事務局）フマギリンジシクロヘキシルアミンは、ご指摘のとおり、蜜蜂に対して使用されるものであるが、アメリカ腐蛆病に対して効果があるかまでは把握できていない。イミダクロプリドの MRL 案は、通常の MRL 設定の考え方に基づく、適切な使用方法による残留データに基づいた MRL 案であり、今回は、外挿 MRL を議論するものではないが、各国からの提案があれば、将来的には、外挿 MRL が議論される可能性はあると思われる。

（森田満樹委員）イミダクロプリドについて、今回は、魚の MRL 案が議論されているところ、国内では、牛等の畜舎に殺虫剤の用途で使用されていると思うが、それらに対しては、これまで国際基準は設定されているのか。また、国際的

にも農薬として注目が高いものであるが、欧州等からの反対意見はないのか。
(事務局) 他の畜産物に国際基準があるかは手元に情報がなく、すぐにお答えができない。今回のタイセイヨウサケ等の MRL 案は、欧州から提案があった議論であるため、少なくとも欧州からの反対はないと思われる。

(以下後日回答) 現在、動物用医薬品の使用に基づく基準値は設定されていないものの、農薬の使用(飼料作物由来)に基づく基準値については、家畜や家さんの肉等に対して設定されている。

仮議題 7 食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿

(辻山弥生委員) MRL の外挿に関し、「コーデックス手続マニュアルの CCRVDF のリスクアナリシスの原則に反映」とは、MRL の外挿手法の議論を受けて、本編のパラ 151 の修正と ANNEX C の追加が行われ、今回のような外挿 MRL が議論されることになったという理解でよいのか。

(事務局) ご指摘のとおりである。

(木村たま代委員) ルフェヌロンとエマメクチン安息香酸塩については、サケとマスの基準値があるので外挿できるが、ジフルベンズロンはサケだけなので外挿できないということであるが、サケもマスも似た種であると思われ、違いがよく分からない。

(事務局) サケもマスもサケ目の魚類であるが、現在の外挿の規準では、近縁かどうかを問わず、複数の魚種で同一の MRL があることが要件になっており、これを満たす、ルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩は外挿が可能という議論になっている。

(鶴身和彦委員) ジフルベンズロンについては、手続きマニュアルにある要件を満たしていないということが、初めから分かると思うが、なぜそういったものが議論されているのか。要件について教えてほしい。

(事務局) 外挿の議論については、各国からの提案を受けて議論されているため、中には明らかに要件を満たしていないと思われるものも議論の対象に含まれている。要件としては、参照する MRL については、複数の動物種で同一の MRL があること以外にも、代謝の同等性(残留物の種類やその割合)や基準値の根拠等があり、これらを満たしていると種類が一種類でも外挿が可能となる。

仮議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

(山口隆司委員) 今回、米国が代替案(Risk Management Decision Treeを含む)を提出しているが、どれくらい電子的作業部会(EWG)で議論されたのか。また、従来案と何が大きく違うのか。

(事務局) 経緯としては、EWGにおける各国からのコメント募集に対して、米国から提出されたものであり、EWGでは具体的な議論はされておらず、今回の CCRVDF の会合において初めて議論されるものである。従来案が、キャリーオーバーに対応したアクションレベル(残留基準)を設定する方針であるのに対して、代替案は、暴露による人の健康影響等の問題が生じなければ、残留基準を設定しない方針となっている。

(高橋裕子委員) 日本では考えにくいことなので、非意図的かつ不可避なキャリーオーバーにはとても驚いた。

(事務局) 日本での飼料へのキャリーオーバー対策に関して補足したい。独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)が、飼料製造工場へ立ち入り検

査を実施し、日本の基準に合った飼料を製造しているかを確認している。産卵鶏や乳用牛の飼料には抗菌性物質は含まれてはならないとされている。飼料製造工場では、抗菌性物質を含む飼料を製造したあとキャリーオーバー対策として、トウモロコシや大豆かす等を用いて製造ラインを洗浄しており、さらに、洗浄後に製造した飼料にキャリーオーバーがないことを自主検査で確認している。そういったキャリーオーバー対策について FAMIC が立ち入り検査で確認している。

(鶴身和彦委員) 日本では、ナイカルバジンについては、不含有の基準、ラサロシドについては、個別の基準が適用されることになると思うが、アクションレベルが設定されることになった場合、日本では問題は生じないのか。国産品は問題にならないとしても、輸入品もあると思うが、どのような対応になるのか。

(事務局) 国内の残留規制の現状としては、ご指摘のとおりである。鶏卵の輸入については、全体の消費量に対する輸入品の割合はごくわずかであり、現時点では、キャリーオーバーによる問題が生じている状況にはないと考えている。また、国内外の状況が変化すれば、こういった国際的な議論も踏まえ、国内規制を検討する必要があると考えている。

(辻山弥生委員) 卵液のように加工品として輸入されているものもあるため、国際的な議論の先を見据えた検討を行ってほしい。

(2) 第 48 回食品表示部会 (CCFL)

仮議題 5.1: 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案－アレルゲン表示に関する条項 (ステップ 7)

(山口隆司委員) 日本の状況、事例の紹介については賛成であるが、参照量 (RfD) を暴露マージン (MoE) で割った値は、暴露量を示す結果になるので意味のある数字と考える。「実効性等の観点からさらなる検討」とはどういうことを考えているのか。

(事務局) 食品中に含まれる低値なアレルゲンを各国が一般的に検知することが可能であるのか不確実であり、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) における分析法も確立していない中では機能しない規定となる見込みがあることを踏まえ、各国当局において管理することが適当ではないかといった観点から更なる検討が必要との立場で対応したい。

(辻山弥生委員) アレルギー表示の適用除外について、適用除外の規定の削除を提案するのか、あるいは 30 で割る考え方の削除を提案するのか。既にステップ 7 の議論であり、議論の収束に向けて対応していく時期ではないのか。

(事務局) 30 で割る考え方を削除し、適用除外は各国当局において管理することが適当である旨を提案する。

(辻山弥生委員) アレルギー表示の適用除外について、「表示義務を除外「することができる」」規定とあり、十分に柔軟性がある書きぶりであるが、当該箇所の変更はどこまでこだわるのか。

(事務局) 仰るとおり「することができる」なので、柔軟に対応する。

(辻山弥生委員) アレルギー表示の適用除外について、「我が国における状況を紹介したい」は、紹介と共に、我が国のやり方に変えることを提案するのか。

(事務局) 各国当局において管理することが適当である旨を提案する際に、必要に応じて参考として紹介することを考えている。

(辻山弥生委員) コーデックスにおいて十分な説明もなく自国でのやり方を推すことは他国の反発を招きかねないので紹介する場合は注意が必要。

(森田満樹委員) 表示方法について、フォントや色を変えて目立つようにすることは我が国の表示方法と異なるが、どのような提案をするのか。
(事務局) 「such as」なので、フォントや色を変えることが必須とする規定ではないことには注意しながら、前回会合同様、我が国の括弧書きを提案する。

仮議題 5.2 : 予防的アレルゲン表示ガイドライン原案

(辻山弥生委員) 「慎重に対応すべきとの立場」は、予防的アレルゲン表示 (PAL) 策定に向けた検討を進めることには反対しないとの理解でよいのか。
(事務局) PAL 策定に反対はしないが、検査法が確立していない状況で文章に関する議論をすることは早急と考える。
(辻山弥生委員) 今後の議論につなげたいのであれば発言時には、その旨を報告書に残すよう言明することが必要。
(森田満樹委員) CCMAS における検討が難航している様子から、PAL 策定は非常に難しいと思われ、慎重に検討すべきとの立場を理解するものの、我が国における状況として $10\mu\text{g}$ を用いている旨の発言を行うと、矛盾を生じるメッセージになりかねない。
(事務局) 間違ったメッセージにならないように、我が国における状況を発言する場合には参考として紹介する。

仮議題 6 : e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案 (ステップ 7)

(木村たま代委員) 我が国ではインターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブックがあり、これは強制力のあるものではないと理解している。こちらの資料をコーデックスで紹介することを考えているのか。コーデックスのガイドラインについて、どの程度の拘束力があると理解したらよいのか。
(事務局) 本日の資料に「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」を掲載した趣旨としては、コーデックスで紹介というよりは、議論されているガイドライン案に関する説明のためであったが、CCFL での議論次第では、上記ガイドブックを紹介するようなことも考えられる。また、コーデックスガイドラインができた場合の拘束力に関しては、過去に当時の議長に同様の質問をした際には、WTO の紛争解決事例において、コーデックス文書が TBT 協定上従わなければならないとされている「国際規格」として認められたというような事例はあるが、基本的にはコーデックスガイドラインはそれ自体として法的拘束力を持つものではなく、各国でルールを決めていく際のガイドラインという性質のものであると説明を受けている。
(木村たま代委員) 承知した。インターネット上においても食品表示が適切に行われるべきというのが私の意見。もう一点、41 ページの EWG において議論された主な論点について、商業情報や広告については、食品表示と分けるべきだと思う。また、テクノロジーの使用のみによって情報提供が行われる場合という論点については、テクノロジーの利用に不慣れな消費者にも配慮いただきたい。
(事務局) 先ほど説明があったコーデックスガイドラインの位置づけについて、WTO 訴訟では、関連するコーデックス文書があればそれに基づき判断が下されることがあるので、大きな影響力がある文書だと考えている。

仮議題 7 : 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関する

るガイドライン案（ステップ7）

（細野秀和委員）22 ページに「e-コマースを介した売買の際の食品情報の提供は消費者へのコスト負担を求めずに提供されなければならないとの規定」、23 ページ（テクノロジーの使用）に「そうした情報提供は消費者への追加的負担なしにされなければならないとの規定」とある。以下2つの観点で、このような規定はコーデックス文書において適切ではないと考える。このような規定がコーデックス文書において適切なかどうか、それぞれの EWG 議長国から又は合同で、コーデックス事務局に、確認されてはいかかが。

1. e-コマースを介した売買において、あるいはテクノロジーを使用した食品情報の提供において、消費者への（追加的）負担があったかどうかを、客観的に合理的に観測、判定できないので、このような規定は実質的な意味を持たない（例えば、e-コマースにおける送料が適切かどうかの判定を誰がするのかなど。なお、例えば二次元バーコードを読み取らないと情報が入手できない場合、少なくとも二次元バーコードを読み取るための通信機器の費用や通信費用の負担が発生しており、その情報を他の媒体で保存しようとすればさらにメモリーや紙や印刷等の費用負担が発生する）。
2. コーデックス文書で新たな規定を設けると、都度都度、その規定を順守するために消費者への追加的負担を求めてはならないという規定を併記することに合理的根拠はないと考える（例えば包装済食品への栄養成分表示を義務化したとき、あるいはある食品におけるある汚染物質の最大基準値を決めるとき、そのような規定を併記していない）。既存のどのコーデックス文書にも、そのような規定はないと思う。

（事務局）まず2点目について、ご指摘の趣旨はその通りで、本来食品表示で情報提供されなければならない情報を入手するために消費者に費用負担を求めてはならないというのは当然のことであって改めて規定するまでもないとも考えられる。しかしながら、インターネットでの食品購入や、テクノロジーを用いて情報を読み取るといったオンラインでのやりとりを含むという状況の特殊性に鑑みてこのような規定が提案されていると理解しており、このような規定を置くことについて多数の国が支持しているのであれば日本としてもあえて積極的に反対するまでの必要はないと考えている。その上で1点目については、e-コマースガイドラインにおける議論において、以前は「いかなる費用負担も」求めてはならないとされていたところを、これでは通信費用等も含まれるように読めてしまうとの意見を受けて「追加的費用負担を」求めてはならないと修正されたという経緯があり、ご指摘の点はクリアされていると考えている。

（山口隆司委員）これまで実施された実証結果、実態調査、デジタルツールによる食品表示の可能性について、CCFL で是非紹介いただきたい。

（事務局）今後我が国における食品表示へのデジタルツール活用の検討を進める上でも、各国の取組状況等について情報交換することが有益であると考えており、その観点から我が国の取組に関する紹介にも取り組んでまいりたいと考えている。

（穂山浩委員）保持期限（Shelf life）の話が出たと思うが、期限表示をどのように設定するのかについては、コーデックスでは議論されていないのか。

（事務局）当方の把握している限りでは、ないと認識している。

（森田満樹委員）テクノロジーの使用に関するガイドラインについて、テクノロジーの使用のみによって食品表示情報が提供される場合、広告と分けるべき

かどうかについて何度か議論されているようだが、議論の経緯を教えてください。

(事務局) 前回部会が終わった際には、商業情報と広告について、引き続き検討とされていて、なおかつ二次元バーコード等を読み取った先のリンクが、広告を含んではならないという規定案もあったが、リンクがそういったものを一切含んではならないというのは柔軟性に欠ける部分があるのではというようなことで、そのような規定案は無くなっている。また、商業情報とはどこまでの情報を指しているのかというようなこともあり、その点については様々な意見があったが、最終的には、義務的な食品情報については、それ以外の情報と区別されて、判別できるようになっていなければならないという現在の規定案になっている。

(森田満樹委員) ということは同じ二次元バーコードを使用してもよいことになったという理解でよいか。

(事務局) ご認識の通りである。

仮議題 11：トランス脂肪酸（討議文書）

(清水隆司委員) 本提案が新規作業として開始される場合には、「工業的又は人為的操作によって生成するトランス脂肪酸（TFA）」と、「反芻動物ルーメン由来の非工業的な TFA」では、生体における炎症惹起などの健康上のリスクに差がある点について、日本人による最新の研究報告もあり、TFA の由来による表示対象の判別の問題や、分別定量する測定法の問題、さらには「TFA free」と表示するための基準値設定が規制実施済の各国で異なることなど、多くの課題があることも念頭に置いて、慎重な議論が望まれるが、日本政府の対応としてどのように考えているか。

(事務局) 日本は、CCFL において引き続き TFA を議論することを否定しないが、各国・地域におけるトランス脂肪酸の摂取状況等によって、食品表示を含むトランス脂肪酸の規制の在り方は異なるため、柔軟な対応が必要と考えている。また我が国では、国民の大多数が WHO の勧告基準であるエネルギー比の 1 %未満であること、通常の食生活では健康への影響は小さいと食品安全委員会に評価されたことを受け、TFA は任意表示となっている。今回は特段の検討は行われたい見込みだが、議論される場合には、情報収集に努め議論に対応する。なお、TFA に係る新規作業の開始については、前述の我が国の状況を踏まえつつ、作業の必要性についての提案国等の説明や各国の意見を十分に聴取の上、適宜対応する。

仮議題 12：サステナビリティ表示（討議文書）

(清水隆司委員) 本件の検討対象は、食品そのものに関するものに限定し、包装や製造工程等に関するものは対象外になるようである。しかし、そのような極めて限定的な範囲のガイドラインを作成しても、消費者が求めているサステナビリティという広い範囲の概念とは大きな格差があり、食品事業者にとっても取り組みの一部しか評価されないこととなり、どちらにとってもメリットは非常に小さいと思われる。また、例えば同じ食品原料であってもその由来や製造工程によって環境負荷が異なることなどについてどのように評価するのかなど、様々な課題も想定されるので、CCFL のリソースの無駄にならないよう慎重な議論が望まれる。

(事務局) 「強調表示に関する一般ガイドライン（CXG1-1979）」を改正し、その範囲内で対応するという方向性が提案されているので、どこまで具体的な議

論が行われるかはまだ不明であるが、いずれにせよ我が国における実情に支障が生じないように、今後対応していきたいと考えている。なお作業文書によれば、「強調表示に関する一般ガイドライン」は食品そのものに関する表示のみを対象としていることから、包装や食品を生産する企業のコミットメント等それ以外のものの扱いをどうするかということ自体も検討対象とされている。

仮議題 13：砂糖の表示—添加糖類の定義（討議文書）

（清水隆司委員）「添加糖類」の定義の検討において、ショ糖やブドウ糖などのいわゆる甘味精製糖の食品への添加を、表示義務化によって抑制したいという意図は理解できる。しかし、牛乳に含まれる乳糖や、果実・はちみつ等の果糖など、食品そのものあるいは食品原料に含まれる遊離糖類の扱いについて懸念がある。例えば、乳原料由来の乳糖と、乳から分離精製された乳糖を食品に添加する場合で区別されるのか、またその場合に区別して表示することにそもそも意味があるのかなど、様々な課題が想定される。これらの点について、日本政府の対応としてどのように考えているか。

（事務局）「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CXG23-1997）」において糖類無添加表示について規定されており、コーデックスにおいて改めて「添加糖類」の定義を議論することは必ずしも重要ではないと考えている。また、各国・地域における添加糖類の摂取状況等によって、食品表示を含む添加糖類の規制の在り方は異なるとも考えている。こうした考えをベースに柔軟に対応する。

(3) 第 55 回残留農薬部会（CCPR）

議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（山口隆司委員）2-クロロエタノールも FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）の優先リストに含まれているが、本報告書中にはこの物質が途中から抜けている。エチレンオキシドの代謝産物でもあるので一緒に評価されるものと考えているのか。

（事務局）2-クロロエタノール及びエチレンオキシドについては、CCPR では議論されず食品汚染物質部会（CCCCF）で議論される予定と承知している。

議題 5 (a) 2023 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告

（山口隆司委員）GECDE、IEDI の日本語表記はされないのか。

（事務局）残留農薬分野での取扱いについて今まさに国際的に議論されている段階のため、国内についても議論をふまえて今後表記等を示していきたい。

議題 7 長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ 4）

（山口隆司委員）高価なものを有効に使用しようという考え方には基本的に賛成する。認証標準物質の有効期限の設定基準について、「有効期限を過ぎても認証標準物質の純度等に大きな変化がない」というのは、純度は、基準に入っていないということか。有効期限に主に影響を及ぼすものは何か。

（事務局）有効期限に影響を及ぼすものは、温度、湿度、光、時間などが挙げられるが、適切に管理されていれば有効期限を過ぎても問題ないのではないかなというもの。

- (山口隆司委員) 認証標準物質の有効期限がきれても純度が維持されるということであるが、何をもって期限を設定しているのか。
- (事務局) 長期的試験を行い安定性を見て設定されている。通常の使用条件よりも、より厳密に低温での保存や遮光などを実施した場合、通常よりも長期間純度が保たれるという見解も示されている。
- (山口隆司委員) 安定性を維持できる保管方法であれば延長しても大丈夫というデータが出てきたということか。
- (事務局) その通り。また、純度の確認も行うことで分析に使用できるのではないかというもの。
- (山口隆司委員) 純度は有効期限のキーだと思うので、延長できるなら最初から有効期限を長くしていいのではと考え質問した。
- (辻山弥生委員) 認証標準物質 (CRM) は対象ではなく、標準物質 (RM) を対象とするということであるが、ガイドラインによると ISO 17034 (標準物質生産者の能力に関する一般要求事項) の認定を取得した標準物質生産者での製造に限られるということであり、それであればほぼ CRM と同様でないかと思われる。CRM と RM の違いは何か。
- (事務局) CRM と RM は言葉の定義が異なる。トレーサビリティの観点で認証されているものが CRM である。ISO 17034 の認定を取得した標準物質生産者で製造されるということが前提であるが、RM は技能試験等を提供する機関が残った試料を RM として販売することもある。CRM と RM の管理のレベルは全く異なる。
- 先ほどの山口委員の質問にも関連するが、値付けや期限設定をしているのは、その機関の検証によって決まるものであるため、一概に決まっているわけではない。インドはどのくらいの期間保存して安定性が保たれるかというデータを論文化していると主張している。議論の背景には、欧州委員会保健・食品安全総局 (DG SANTE) が発行した文書がある。インドが提案しているものであるが、世界的にみると DG SANTE の文書をベースにコーデックス文書を作成するという面もある。
- (辻山弥生委員) EU はこのような提案にはすごく反対するのではと思っていたが、EU の感触を教えてください。
- (事務局) 期限切れのものを使用したら ISO 17025 認定から外れると考えていたが、認定を与える機関の担当者によれば、検証をしてデータを持っていれば必ずしも認定取り消しにはならないと聞いた。データを持っていることが重要。EU は DG SANTE の文書がベースになっているため、積極的に反対していない。強い反対意見を言っているのは我が国だけである。

議題 11 CCPR と JMPR の手続き強化

- (山口隆司委員) JMPR による評価のキャパシティの「制限」とは、どういったものか。
- (事務局) 現在、JMPR では評価の公平性を担保するため、有志の専門家が無償で評価を行っており、専門性も高いため専門家を増やすのは難しい。一方で評価すべきものが増えていくため、処理可能な範囲に限界があることを「制限がある」として、この運用について問題提起されているもの。

議題 13 トマトやピーマンの CXLs 設定を受けたなすにおける CXLs 設定の検討

- (穂山浩委員) 我が国の農薬の基準値設定の際、マイナー作物については生産量が少ない場合、作物残留試験の対象とされがたいこと、また摂取量も少ないの

で健康リスクへの影響も少ないため、メジャー又は準メジャー作物に含まれる群に含めるという基本原則になっていると理解している。一方、CCPR では JMPR で評価した方がいいということなのか。各国の選択では認められないのか。

(事務局) 我が国ではその通りであるが、今回指摘があったのは、通常コーデックス基準を設定するためには JMPR の評価が必要だが、外挿をすると JMPR の最新の評価を経ない形で基準値を設定することになる点。通常のプロセスと異なるため懸念が示された。

(以上)